

## 平成17年度防災対策の重点（案）

世界有数の災害大国である我が国において、高齢化、都市化・過疎化、情報化など経済社会の変化に伴い災害の態様が変化していくことも懸念される中で、災害から国民の生命、身体及び財産を守ることは、行政の最も重要な役割の一つである。

このため、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の各段階において、国、地方公共団体、民間事業者等が連携して、適切な措置を講じる必要がある。

特に財政状況が厳しい中においては、限られた財源を有効に活用し、施策を効率的、効果的に展開する必要がある。また、大規模地震対策、治山治水対策をはじめとする防災対策については、被害減少に向けた成果目標を設定し、そのために戦略的・重点的に施策を推進する必要がある。

このような観点から、平成17年度の防災対策については、持続的な安全・安心の確立に向け、次の事項を重点的に実施するものとする。

また、平成16年7月梅雨前線豪雨災害への対応を受けて、防災情報の伝達、高齢者の避難体制、河川堤防の安全性、局地的集中豪雨に係る予報体制等について検証し、課題については可能なものから改善措置を講じていくものとする。

### 1 建築物の耐震化の推進

地震の発生に際して、人命に関わる被害を未然に防ぎ、社会的な損失をできるだけ軽減する観点から、災害時の拠点となる公共施設や住宅等の耐震化を推進する。

#### (1) 地域の防災拠点となる公共施設の耐震化

- ・ 学校、病院、社会福祉施設等多数の者が利用する施設や市役所、消防署など災害時の拠点となる施設等の耐震診断、耐震改修を実施する。
- ・ 地震に対して地域住民が的確な対応をとるためには自宅だけでなく公共建築物の耐震性の把握も不可欠であることから、公共建築物については、耐震診断の実施状況や実施結果をもとにした耐震性に係るリストを作成し、住民に周知するよう努める。

## (2) 住宅等の耐震化

- ・ 住宅その他民間建築物の耐震化を促進するため、所有者の意識啓発を行う。
- ・ 住宅等の耐震化を進める上で障害となっている原因、これを解消する方策等を検討し、地震ハザードマップの整備や耐震診断の実施、さらには効果的な耐震補強策の普及等、補強や建て替え等を促進する総合的な対策を推進する。
- ・ 住宅性能表示制度の積極的活用等により、住宅の耐震性能等を客観的に評価し、地震に強い住宅に対する消費者の関心を高め、耐震性の高い住宅ストックの形成を誘導する。
- ・ 災害発生時の周辺建物倒壊等による避難地・避難路等の機能低下を防ぐため、避難地・避難路等の周辺の一般建物の緊急耐震化を促進する。

## 2 防災情報伝達体制の整備

地震、火山、台風・集中豪雨等に対する観測・予測体制の整備を図るとともに、得られた情報を住民等に伝達することにより被害を軽減する。

- ・ 最新の科学技術を活用し、地震、火山、台風・集中豪雨等に対する観測・予測体制の整備を図る。
- ・ 洪水や土砂災害、高潮について、浸水予測情報など住民の判断、行動に結びつくわかりやすい情報を提供する。
- ・ 住民に対する防災情報の確実な提供、行政機関の速やかな対応に資するため、中央防災無線、防災行政無線、消防・救急無線、地域衛星通信ネットワーク等の災害通信ネットワークの整備、高度化を進める。
- ・ 震源に近い観測点で得られた地震波を用いて大きな揺れが到達する前に様々な対応ができるようにするため、海底地震計の設置など緊急地震速報の実用化に向けて取り組む。
- ・ 東海地震、東南海・南海地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の観測体制の強化を図る。

### 3 災害応急体制の整備

災害時に迅速かつ適切な救助活動、被災者への支援等が実施できるよう、防災関係機関の体制、指定公共機関等との連携を強化する。特に、大規模災害発生に備えて広域応援体制の強化、充実を図る。

また、首都直下地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震を想定した対応策の検討を進める。

- ・ 緊急消防援助隊や広域緊急援助隊（警察）自衛隊の災害派遣に必要な要員、装備、資機材等の整備を進めるとともに、東海地震応急対策活動要領等に基づく訓練を充実する。
- ・ 実動部隊等の体制強化、訓練の充実を図るとともに、消防団、水防団、自主防災組織等に係る防災用資機材の整備を進める。
- ・ 被災地での患者の治療、被災地外への患者の搬送に必要な医師等の派遣体制を構築する。
- ・ 防災業務の標準化や防災担当職員の人材育成を目的とした効果的な研修や実践的な訓練を推進する。
- ・ 地方公共団体における防災・危機管理専任幹部職員の配置、首長を含めた研修の強化により、地方公共団体における機動的かつ実践的な防災体制の構築を促進する。
- ・ 研究機関、高等教育機関等との連携による図上訓練等の手法の開発や研修プログラム、カリキュラムの調査研究を行う。
- ・ 石油コンビナート災害その他各種特殊災害対策の充実、強化を図る。
- ・ 利根川破堤等の大規模水害発生時における被害想定公表と総合的な危機管理体制の強化を図る。

### 4 防災情報システム等の整備

科学技術の進展を踏まえ、各種災害に関する研究開発等を進める。また、防災情報システム整備の基本方針（平成15年3月18日中央防災会議決定）に基づき、戦略的・計画的に防災情報システムを整備する。

- ・ 地震に関する調査研究、火山噴火の予知に関する研究、台風・集中豪雨の予測に関する研究、土石流等各種災害の発生メカニズム・防止対策等に関する研究を推進する。
- ・ 被害発生防止、被災者救助等に資するため、ITを駆使した情報システム等の防災科学技術の研究開発を推進する。
- ・ 各種災害発生時に迅速に正確な情報を収集し、防災関係機関、住民等の共有化を実現するため、総合防災情報システムの整備に向けて、防災情報の共有プラットフォーム、ポータルサイト等の構築を進める。

## 5 防災関連施設の整備

災害から国民の生命、財産を守るため、各種防災関連施設の整備を推進する。

- ・ 基幹的広域防災拠点をはじめとする防災拠点の整備を進める。
- ・ 発災時に避難地、避難路となる公園、道路等の整備とその周辺区域の建築物の耐震不燃化を図る。
- ・ 防災上危険な密集市街地を中心に防災街区整備事業や土地区画整理事業、市街地再開発事業、住宅市街地総合整備事業等の実施、まちづくり交付金の活用により災害に強いまちづくりを推進する。
- ・ 大規模災害発生時の広域的な社会経済活動への影響を最小限に止めるため、代替性・多重性に配慮した高規格幹線道路、地域高規格道路等の整備を推進するとともに、空港・港湾等の交通拠点へのアクセス道路整備を推進し、道路ネットワーク全体の形成を図る。
- ・ 道路や鉄道等については、必要に応じ速やかに耐震点検を行い、必要な措置を講じる。
- ・ 緊急輸送道路のうち、対策を要する橋梁の耐震補強等の震災対策を実施するとともに、災害時におけるライフラインの安全性・信頼性の向上に資するライフライン共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備を推進する。
- ・ 広域的な社会経済活動を支える海上輸送網を確保する耐震強化された国際海上コンテナターミナルの整備、緊急物資輸送を確保する港湾等における耐震強化岸壁等の整備を推進する。

- ・ 港湾や河川、海岸における津波防災施設の整備を進めるとともに、水門、陸閘等の自動化・遠隔操作化等を進める。
- ・ 浸水による二次的被害を軽減するため、海岸堤防、河口部の河川堤防の耐震化を推進する。
- ・ 基幹大河川、浸水被害が頻発している中小河川、緊急度の高い危険地等に重点を置いて治山・治水事業の推進を図るほか、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、海岸事業、農地防災事業、地盤沈下対策事業等各般の施策を重点的に推進する。
- ・ 電気、ガス、水道、通信施設等のライフラインについては、災害に強いシステムとするよう努めるとともに、被災時の早期復旧が可能となるよう取組みを進める。

## 6 地域や企業の防災力の向上及び国際防災協力の推進

地域において防災の担い手となる自主防災組織等の活動支援や企業の自主的な防災活動を促進する。また、国連防災世界会議の成果を踏まえ、国際防災協力を積極的に推進する。

- ・ 地域防災計画をより実践的なものとする見直しを行い、そのデータベース化を図るとともに、地方公共団体の防災施策の現状や成果の把握を可能とする防災力評価を促進する。
- ・ 災害に関する正確な知識を普及するとともに、防災関係機関と住民等との災害情報の共有化を図る。
- ・ 地域の防災リーダーやボランティア組織等のリーダーの人材育成を目的とした効果的な研修、インターネットを活用した防災教育を実施する。
- ・ 「総合的な学習の時間」等を活用し、学校と地域住民や地域の各主体が連携した防災教育を推進する。
- ・ 消防団、水防団の体制強化を図るとともに、企業やNPO等による防災活動への協力体制の確立支援を行う。
- ・ 防災等に幅広く対応する地域拠点・ネットワークを創出する「地域安心安全アクションプラン」を推進するなど自主防災組織やコミュニティ等の住民ネットワークを活かして地域の安心・安全を構築する。
- ・ 洪水、土砂災害、火山、津波に対するハザードマップ等の作成・活用

により、発災時の的確な避難誘導等に役立てる。

- ・ 一人暮らしの高齢者や障害者等の災害時要援護者について、事前に避難援助者を定めておくとともに、災害時に安全かつ迅速に避難できる体制を整える。
- ・ 余震等による二次災害の防止のための情報提供及び応急危険度判定等を円滑に実施するための措置を講じる。
- ・ 地域住民や企業等が日常的に参画する「防災まちづくり」、商品等の防災性能や企業の防災への取組みについての評価、企業の業務継続計画(BCP)の普及促進等、民間と市場の力を活かした防災力向上のための施策を推進する。
- ・ 災害により財産が滅失した場合に備え、各人が事前に保険や共済制度に加入しておくことが重要であることから、地震保険制度等の普及を促進する。
- ・ 歴史上の被災の経験と国民的な知恵を継承し、共有するための取組みを進める。
- ・ 平成17年1月の国連防災世界会議(兵庫県神戸市)で採択される21世紀の国際防災戦略を具体化するため、多様な分野において防災の視点を取り込み、世界の災害被害軽減を図り、持続可能な開発を推進する。
- ・ アジア防災センターを通じて、アジアの防災戦略の策定・推進に主導的に取り組み、各国の防災機関及び防災NGO等との連携を強化しつつ、アジア全体の防災力の向上を図る。

## 7 被災地の復旧・復興支援

三宅島への島民の帰島を支援するとともに、災害からの復旧・復興、被災者支援を推進する。

- ・ 三宅島噴火災害については、東京都及び三宅村と連携して、島民の帰島支援及び火山ガス観測、生活基盤の復旧等を行う。
- ・ 平成16年7月梅雨前線豪雨災害等の被災地の早期復旧・復興を図る。
- ・ 被災者の居住の安定、生活の再建のために被災者生活再建支援法の適切な運用を行う。